

中小企業のみなさまへ

金融のしおり

2025年（令和7年）4月1日現在

福山市は、中小企業のみなさまのお役に立てるように「福山市中小企業融資制度」を設けています。ご利用いただくにあたり、この『金融のしおり』をよくお読みください。

〔融資制度について〕
福山市と金融機関が一定の資金を出しあい、必要に応じて広島県信用保証協会の信用保証をつけ、金融機関が中小企業のみなさまに融資します。

福山市 経済環境局 経済部 産業振興課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号

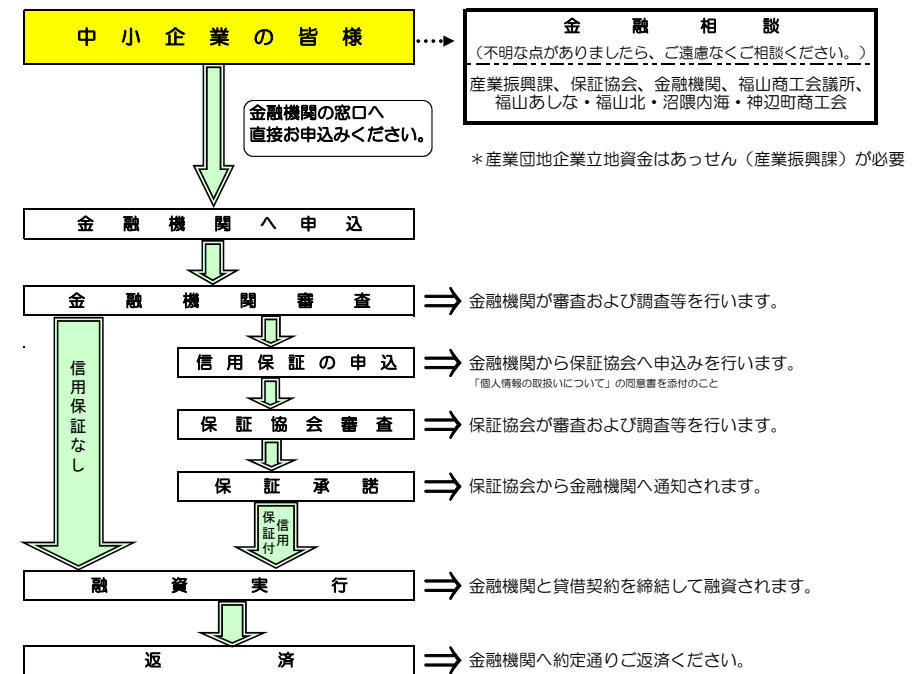
TEL (084) 928-1040 (直通)

福山市ホームページ>担当部署で探す>

産業振興課>中小企業融資制度

『にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ばらのまち 福山～』

○ご利用の手順



*産業団地企業立地資金はあっせん（産業振興課）が必要

○ご利用にあたって

- ・金融機関等による金融審査がありますので、無条件に限度額の融資が受けられるというわけではありません。
- ・経営内容等の説明が必要となります。経営者本人が窓口にお申し込みください。
- ・資金の使途は明確にし、無理のない借入・返済計画をたて、余裕をもってお申し込みください。
- ・申込に際して、紹介料・手数料等は一切不要です。金融あっせんにご注意ください。

信用保証料の負担軽減措置について

福山市は、中小企業の金融円滑化に加えて特別な政策目的（小規模企業の振興、中心市街地活性化、企業立地推進等）をもつ資金を対象として、その活用促進に資するよう、保証料率負担が大きい層に重点的に負担軽減措置を実施しています。（割引相当額は本市が負担しています。）

【信用保証料の負担軽減措置を実施している資金】

小規模事業資金、中心市街地活性化特別資金、産業団地企業立地資金

（単位：％）

利用者区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
協会所定保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
割引適用料率	1.33	1.22	1.08	0.94	0.80	0.70	0.56	0.54	0.40
割引幅	0.57	0.53	0.47	0.41	0.35	0.30	0.24	0.06	0.05

福山市中小企業融資制度一覧表

2025年（令和7年）4月1日現在

融資の種類	お申込みのできる方の条件	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率（基準）		信用保証料	返済方法 （据置期間）	その他条件	取扱金融機関	必要書類等
					信用保証なし	信用保証付き					
経営安定資金	1. 市内で1年以上同一事業を営む組合等及び構成する中小企業者 2. 市内に1年以上住所を有する 3. 市税を完納している 4. 広島県信用保証協会の保証対象事業に該当する 5. 取引停止処分を受けていない 6. 信用保証協会の代位弁済による債務を負担していない 7. 返済能力を有する ※組合等は以下に該当するもの 事業協同組合・企業組合・協同組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会	運転資金（長期）	1,500万円	10年	年1.97%	年1.67%	保証協会所定の保証料	月賦返済（1年以内）	経営安定資金の3制度について、融資限度額は各々別枠とする。	【銀行】 広島銀行・中国銀行・山口銀行・伊予銀行・百十四銀行・西日本シティ銀行・山陰合同銀行・もみじ銀行・トマト銀行・愛媛銀行・香川銀行 【信用金庫】 しまなみ信用金庫・広島信用金庫 【信用組合】 広島県信用組合・備後信用組合・両備信用組合・笠岡信用組合	・市税の完納証明書 ・設備資金は見積書及び図面又はカタログ ・その他市長等、金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類
		運転資金（短期）	1,000万円	1年	年1.77%	年1.47%		一時払い又は分割払い（据置期間なし）			
		設備資金	3,000万円	15年	年1.60%	年1.30%		月賦返済（3年以内）			
小規模事業資金	上記1～7及び 1. 常時雇用する従業員が30人以下であること（商業・サービス業は10人以下であること）	運転資金 設備資金	750万円	10年	年1.60%	年1.30%		月賦返済（6か月以内）		【その他】 商工組合中央金庫	・市税の完納証明書 ・設備資金は見積書及び図面又はカタログ ・その他市長等、金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類
創業支援資金	上記3～7及び 1. 創業予定者又は創業後5年未満の中小企業者（分社化を含む） 2. 市内に1年以上住所を有する個人又は市内に本社を有する企業	運転資金 設備資金	2,000万円	10年	年1.30%	年1.00%	年0.7%	月賦返済（1年以内）	スタートアップ創出促進保証については、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する又は保証申込み時ににおいてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。	【銀行】 広島銀行・中国銀行・もみじ銀行 【信用金庫】 しまなみ信用金庫・広島信用金庫 【信用組合】 広島県信用組合・備後信用組合・笠岡信用組合 【その他】 商工組合中央金庫	・市税の完納証明書 ・設備資金は見積書及び図面又はカタログ ・創業計画書（創業予定者の場合） （スタートアップ創出促進保証については、創業後であっても創業計画書（スタートアップ創出促進保証用）の添付が必要） ・その他市長等、金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類
中心市街地活性化特別資金（2026年3月31日まで）	上記1～7及び 1. 店舗の魅力を向上させるための新たな取り組み計画を作成し、その計画が適当である旨を商工会議所から認定を受けている 2. 中心市街地に小売・飲食・サービス業など、一般の消費者を顧客とする事業を営んでいる	運転資金 設備資金	中小企業者 運転：1,500万円 設備：3,000万円 組合等 運転：4,000万円 設備：8,000万円	運転資金 10年 設備資金 15年	年1.60%	年1.30%	保証協会所定の保証料	月賦返済（3年以内）	運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の融資期間を適用する。	【銀行】 広島銀行・中国銀行・もみじ銀行 【信用金庫】 しまなみ信用金庫・広島信用金庫 【信用組合】 広島県信用組合・備後信用組合・両備信用組合 【その他】 商工組合中央金庫	・市税の完納証明書 ・設備資金は見積書及び図面又はカタログ ・店舗魅力化計画認定書（福山商工会議所より発行） ・その他市長等、金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類
産業団地企業立地資金（2026年3月31日まで）	上記3～7及び 1. 福山北産業団地に事業所を新設又は移転する企業 2. 引き続き1年以上同一事業を営んでいる	設備資金	2億円	15年	年1.60%	年1.30%		月賦返済（3年以内）	融資額は対象経費の65%以内とする。	【銀行】 広島銀行・中国銀行・もみじ銀行 【信用金庫】 しまなみ信用金庫 【信用組合】 広島県信用組合 【その他】 商工組合中央金庫	・市税の完納証明書 ・事業計画書 ・商業登記簿謄本（法人の場合） ・住民票（個人の場合） ・許認可の写し（許認可等を必要とする業種の場合） ・前期末算書類及び最近の試算表（法人の場合） ・前期分確定申告書の写し（個人の場合） ・見積書、設計書、位地図等 ・売買契約書及び工事請負契約書等の写し ・建築確認通知書の写し ・その他市長等、金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類 ※利用には事前に福山市産業振興課のあっせんが必要

【共通事項】
・保証人・担保の設定については、金融機関所定の方法により実施する。
・設備資金における融資対象設備の設置場所は市内とする。
・設備資金については、土地取得費を対象資金使途としない。